

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	個人住民税に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

八女市は、個人住民税関係事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

個人住民税関係事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

## 評価実施機関名

福岡県八女市長

## 公表日

令和1年6月18日

# I 関連情報

## 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	個人住民税に関する事務
②事務の概要	<p>個人住民税は、賦課期日(1月1日)時点に本市内に住所を有する個人又は本市の各区内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で本市内(当該区内)に住所を有しない者に対して課税を行うものである。</p> <p>地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務において取り扱う。</p> <p>①課税資料の収集 給与支払報告書、公的年金等支払報告書、確定申告書、住民税申告書等を収集する。</p> <p>②賦課決定事務 収集した課税資料から個人毎に賦課内容を決定し、本人、給与支払者、年金保険者に税額の決定を通知する。同一個人に複数の課税資料が存在する場合は、名寄せ処理を行う。なお、賦課期日現在で本市に住民登録がない等、本市に課税権がないと判断した者に係る課税資料は住民登録地の市区町村に回送する。</p> <p>③扶養調査 扶養内容について誤りがないか調査する。賦課期日時点で他市区町村内に住所を有する被扶養者については、当該市区町村に対し所得照会を行い扶養要件の確認をする。</p> <p>④賦課更正事務 扶養状況等の調査や本人の修正申告、税務署からの更正決議書等により賦課内容に変更があった場合は、賦課内容を変更し、税額の変更決定通知を送付する。</p> <p>⑤減免 生活保護法により扶助を受ける場合など、減免事由に該当する場合は申請に基づき減免を行う。</p> <p>⑥給与特別徴収に関する事務 事業所を退職した場合など、給与からの特別徴収が不可能となった場合は、特別徴収義務者から提出される異動届出書等により特別徴収税額を変更し特別徴収義務者に通知する。また、普通徴収分の税額が発生する場合は、納税義務者に納税通知書を送付する。</p> <p>⑦年金特別徴収に関する事務 金額不足などの理由により、公的年金からの特別徴収が停止された場合は、未徴収の税額について普通徴収に変更し、納税義務者に納税通知書を送付する。また、特別徴収を停止する対象者を年金保険者に通知する。</p> <p>⑧証明事務 申請に基づき、課税内容に係る証明書を交付する。</p>
③システムの名称	・Acrocity個人住民税 ・税務LAN課税支援システム ・団体内統合宛名システム(MICJET番号連携サーバ) ・中間サーバー

## 2. 特定個人情報ファイル名

住民税課税台帳ファイル  
住民税申告受付ファイル  
地方税電子申告情報ファイル  
国税連携情報ファイル  
年金特徴情報ファイル  
課税原票イメージファイル

## 3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号法 第9条(利用範囲)第1項 別表第1の16の項 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの
--------	---

#### 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[      実施する      ]	<選択肢>
		1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠		番号法 第19条(特定個人情報の提供の制限)第7号 別表第2 (1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 39, 40, 42, 48, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117, 120の項)

**5. 評価実施機関における担当部署**

①部署	市民部税務課
-----	--------

②所属長の役職名	税務課長
----------	------

**6. 他の評価実施機関**

なし
----

**7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求**

請求先	総務部総務課総務法制係 〒834-8585 福岡県八女市本町647番地 電話番号:0943-23-1111 メールアドレス:soumu@city.yame.lg.jp
-----	--

**8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ**

連絡先	市民部税務課市民税係 〒834-8585 福岡県八女市本町647番地 電話番号:0943-23-1113 メールアドレス:zeimu@city.yame.lg.jp
-----	---

## II しきい値判断項目

### 1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和1年5月31日 時点

### 2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和1年5月31日 時点

### 3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
--	--------------------------------------

## III しきい値判断結果

### しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類			
[ 基礎項目評価書 ]			<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。			
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)			[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続			[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 監査			
実施の有無	[ ○ ] 自己点検	[ ] 内部監査	[ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	

变更箇所